

【宗議会本会議傍聴手続き】

宗議会本会議を傍聴するときは、宗議会議員の紹介が必要です。
傍聴券の交付は、宗議会議員 1 人につき、1 日 1 枚です。
所定の手続きを経て、本会議傍聴当日に傍聴券を発行いたします。
※委員会の傍聴はできません。

【注意事項】

- ① 傍聴席への入場の際は、係員に傍聴券を提示ください。
- ② 傍聴の際は、「**宗議会傍聴規則**」を遵守ください。
- ③ 本会議中は、入退場できません。
- ④ 酒気を帯びている者、その他議長が取締上、必要があると認めた者は、傍聴席に入ることはできません。
- ⑤ 必要に応じ、傍聴人の員数を制限する場合があります。
- ⑥ 傍聴席が騒がしく、議事を妨害した場合、議長は退場を命ずる場合があります。
- ⑦ 傍聴後は、傍聴券を係員に返却ください。

【参議会本会議傍聴手続き】

参議会本会議を傍聴するときは、参議会議員の紹介が必要です。
傍聴券の交付は、参議会議員 1 人につき、1 日 1 枚です。
所定の手続きを経て、本会議傍聴当日に傍聴券を発行いたします。
※委員会の傍聴はできません。

【注意事項】

- ① 傍聴席への入場の際は、係員に傍聴券を提示ください。
- ② 傍聴の際は、「**参議会傍聴規則**」を遵守ください。
- ③ 本会議中は、入退場できません。
- ④ 酒気を帯びている者、その他議長が取締上、必要があると認めた者は、傍聴席に入ることはできません。
- ⑤ 必要に応じ、傍聴人の員数を制限する場合があります。
- ⑥ 傍聴席が騒がしく、議事を妨害した場合、議長は退場を命ずる場合があります。
- ⑦ 傍聴後は、傍聴券を係員に返却ください。

宗 議 会 傍 聴 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、議会の円滑かつ適正な運営を図るため、宗議会議事条規（1986年1月17日宗議会議決）第112条の規定に基づき、本会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴席で本会議を傍聴しようとする者は、所定の傍聴券交付申請書に傍聴年月日、自己の住所及び氏名、所属寺、僧籍の有無を記載し、紹介議員の署名及び押印を受けて申請しなければならない。

2 前項に掲げる紹介議員を特定しがたいときは、議長が特別に許可することがある。

3 一般傍聴席で本会議を傍聴しようとするものが団体である場合は、当該団体が宗派の所属団体及び関係団体であるときは当該団体の所管部門の長が、真宗本廟奉仕団であるときは研修部長が、それぞれ団体の名称、代表者又は責任者氏名及び人員を明らかにして、宗会事務局長に照会し、議長の許可を得なければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 傍聴券は、会議当日に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の交付を受けた日に限り傍聴することができる。

4 団体の代表者又は責任者には、その氏名及び人数を明記した団体傍聴券を交付する。

5 前項に定める団体の代表者又は責任者以外には、所定の団体傍聴券を交付する。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人が、傍聴席に入るときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴人が、傍聴を終え退場するときは、これを返還しなければならない。

(宗務役員の傍聴)

第7条 宗務役員が傍聴しようとするときは、第3条に掲げる手続きは行わず、僧籍を有する者は間衣及び役員袈裟を着用し、僧籍を有しない者は略肩衣を着用し、傍聴しなければならない。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人は、本会議の開会が放声で告知されるまで傍聴席に入場することができない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に定める者のほか、本会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席において静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。

(2) 傍聴席より、議員に話しかけたり、資料等を受け取ったり、その他紛らわしい行為を行ってはならない。

(3) 開議中はやむを得ない場合を除き、入退場をしてはならない。なお、やむを得ない事情により一時退場した者は、開議中に再入場できない。

(4) 議場閉鎖中は、入退場できない。

(5) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(6) 参考書類を除き、書籍・新聞等を閲覧してはならない。

(7) 携帯電話は、電源を切り使用してはならない。

(8) 宗務のために必要な宗務役員及び報道関係者以外は、写真等を撮影及び録音をしてはならない。

(9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は本会議の妨害となるような行為はしてはならない。

(傍聴人の退場)

第 12 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 13 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 14 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、2008 年 5 月 29 日から施行する。

(2008 年 5 月 28 日 運営委員会決定)

参 議 会 傍 聴 規 則

(趣旨)

第1条 この規則は、議会の円滑かつ適正な運営を図るため、参議会議事条規（1986年1月17日参議会議決）第112条の規定に基づき、本会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴席で本会議を傍聴しようとする者は、所定の傍聴券交付申請書に傍聴年月日、自己の住所及び氏名、所属寺、僧籍の有無を記載し、紹介議員の署名及び押印を受けて申請しなければならない。

2 前項に掲げる紹介議員を特定しがたいときは、議長が特別に許可することがある。

3 一般傍聴席で本会議を傍聴しようとするものが団体である場合は、当該団体が宗派の所属団体及び関係団体であるときは当該団体の所管部門の長が、真宗本廟奉仕団であるときは研修部長が、それぞれ団体の名称、代表者又は責任者氏名及び人員を明らかにして、宗会事務局長に照会し、議長の許可を得なければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 傍聴券は、会議当日に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券の交付を受けた日に限り傍聴することができる。

4 団体の代表者又は責任者には、その氏名及び人数を明記した団体傍聴券を交付する。

5 前項に定める団体の代表者又は責任者以外には、所定の団体傍聴券を交付する。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人が、傍聴席に入るときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴人が、傍聴を終え退場するときは、これを返還しなければならない。

(宗務役員の傍聴)

第7条 宗務役員が傍聴しようとするときは、第3条に掲げる手続きは行わず、僧籍を有する者は間衣及び役員袈裟を着用し、僧籍を有しない者は略肩衣を着用し、傍聴しなければならない。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人は、本会議の開会が放声で告知されるまで傍聴席に入場することができない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に定める者のほか、本会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席において静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。

(2) 傍聴席より、議員に話しかけたり、資料等を受け取ったり、その他紛らわしい行為を行ってはならない。

(3) 開議中はやむを得ない場合を除き、入退場をしてはならない。なお、やむを得ない事情により一時退場した者は、開議中に再入場できない。

(4) 議場閉鎖中は、入退場できない。

(5) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(6) 参考書類を除き、書籍・新聞等を閲覧してはならない。

(7) 携帯電話は、電源を切り使用してはならない。

(8) 宗務のために必要な宗務役員及び報道関係者以外は、写真等を撮影及び録音をしてはならない。

(9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は本会議の妨害となるような行為はしてはならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、2008年6月6日から施行する。

(2008年6月6日 運営委員会決定)